

保育施設利用調整に係る申立書

令和 年 月 日

盛岡市福祉事務所長 あて

申立人（保護者）

住所

氏名

以下の申込児童の保護者は、保育施設等の利用調整の結果入園が保留となった場合、育児休業の延長も許容できます。つきましては、この申込児童について、利用調整において順位を下げることに異議ありません。

申込児童氏名①		生年月日①	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日		
順位を下げることを許容できる期間	令和	年	月	から	令和	年	月	入園分利用調整まで
申込児童氏名②		生年月日②	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日		
順位を下げることを許容できる期間	令和	年	月	から	令和	年	月	入園分利用調整まで
申込児童氏名③		生年月日③	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日		
順位を下げることを許容できる期間	令和	年	月	から	令和	年	月	入園分利用調整まで

【注意事項】 下記事項を確認後、□にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	この申立書は、保育施設等利用調整における手続きのために、保護者から盛岡市福祉事務所長あてに提出されるものです。育児休業期間の延長や、育児休業給付金の支給対象期間の延長を確約するものではありません。
<input type="checkbox"/>	当該申立書を提出した場合、育児休業の延長が許容できるものとして、保育施設入園利用調整時の合計点数を、1点として取扱います。
<input type="checkbox"/>	利用調整において順位を下げた場合でも、調整の状況により希望保育施設等へ入園が内定する場合があります。 例：希望保育施設等の受入枠が3枠で、申込者が2名の場合等。
<input type="checkbox"/>	当該申立書の取扱いを許容できる期間が年度をまたぐ場合、それぞれの年度分について当該申立書を提出してください。
<input type="checkbox"/>	当該申立てを取り消す場合は、各月の申込み締切日までに子育てあんしん課に御連絡してください。
<input type="checkbox"/>	入園の内定を辞退された場合、保育施設入園保留通知書の発行はできません。
<input type="checkbox"/>	育児休業の延長に関する手続等については、就労先に御確認ください。
<input type="checkbox"/>	育児休業給付金の支給対象期間延長手続きについては、ハローワークに御確認ください。